

訪問鍼灸マッサージと訪問リハビリの違い

	訪問鍼灸 マッサージ	訪問リハビリ
目的	疼痛の緩和・改善 関節可動域の改善 動作機能の回復や維持	身体機能の回復や維持
適用保険	医療保険のみ	介護保険・医療保険 <small>※医療保険は特定の疾患が対象</small>
利用上の制限	期間・回数共に制限無し	利用限度額以上は 自己負担
対応できる人 <small>※国家資格保持者</small>	鍼灸師 あん摩マッサージ指圧師	理学療法士 作業療法士 等
自己負担	1割～3割負担 <small>※医療保険の自己負担割合</small>	原則1割負担
対象となる方	慢性的疼痛や筋麻痺、関節拘縮などの症状、かつ、歩行困難や寝たきりの方 医師の「 同意書 」が必要	要支援・要介護者 医師の「 指示書 」が必要

※どちらも「医師が必要」と判断する場合のみ施術が可能。

※訪問鍼灸マッサージと訪問リハビリの組み合わせての利用は可能。

【ご提案】

医療保険と介護保険を併用して利用することで、リハビリ・運動機会を増やすことが可能です。

《ご利用例》

	月	火	水	木	金	土	日
訪問鍼灸マッサージ	◎		◎		◎		
訪問リハビリ		●		●			

※上記は一例です。

